

2019年12月18日

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
会員企業各位

企業の資金調達の円滑化に関する協議会 事務局

プレゼンテーション・意見交換会のご案内
LIBORの恒久的停止に係る相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）等
に関する意見交換会

一般社団法人全国銀行協会様によるLIBORの恒久的停止に係る相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）および同協会における検討状況のご説明について

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は協議会の活動に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度は活動のテーマの一つとして、LIBORに代わる金利指標選定に係る情報収集および会員企業への情報提供等を通じて、会員企業における資金調達の円滑化を実現するための議論を深めていくことを目標としております。

2017年7月にLIBORの監督当局である英国金融行為規制機構のベイリー長官が2021年末以降はLIBORのパネル行に対してレート呈示の強制権を行使しないことを表明して以降、LIBORの公表が恒久的に停止する可能性が急速に高まっております。本邦では、2018年8月に日本銀行を事務局とする日本円金利指標に関する検討委員会が設立され、本年7月に代替金利指標の選択肢や移行計画等の呈示と市中協議が実施されて11月に取りまとめ報告書が公表されるなど、公表停止に向けた対応が加速しております。

様々な検討課題における論点の1つとして、LIBOR参照の既存契約について、LIBORの恒久的な公表停止後に参照する金利（フォールバック・レート）等を、契約当事者間であらかじめ合意しておく必要性が挙げられます。現行の多くの取引において、契約書等で斯様な状況が生じた場合、どのタイミングで、どの金利指標に移行するか定めたフォールバック条項が定められていないことから、契約当事者間で取り決めを行っていく必要があります。

現在、一般社団法人全国銀行協会様（以下、全銀協様）では、森・濱田松本法律事務所様（以下、MHM様）の監修のもと、事業会社と金融機関が円滑に契約の変更手続きを進めるために、相対貸出分野におけるフォールバック条項の参考例（サンプル）の作成作業を進めており、同協会様より当会会員企業の意見を聞きたいとのご要望がございました。

そこで、全銀協様・MHM 様より同参考例（サンプル）について解説いただくとともに、全銀協様における LIBOR 代替指標全般に係る今後の検討体制やスケジュール等についても可能な範囲で情報提供いただくことにいたします。当日は、質疑応答の時間を多く取っております。この機会を活用していただき、ぜひ疑問点の解消にお役立てください。ご多用中とは存じますが、沢山の会員の皆様のご参加をお待ちしております。

つきましては、本ワークショップへの参加を希望される会員様は 12 月 26 日（木）17 時迄に下記 6 項に沿ってご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日時： 2020 年 1 月 15 日（水）14：00～15：00
2. 場所： 企業活力研究所内大会議室 （東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 3 階）
3. 講師： 一般社団法人全国銀行協会
業務部 調査役 関口 達仁 様
副調査役 大峰 裕之 様
森・濱田松本法律事務所
パートナー 弁護士 佐藤 正謙 様
4. 費用： 無料
5. 構成： 受付開始 13：30
第 1 部
①全国銀行協会様、森・濱田松本法律事務所様ご説明・質疑応答
・ LIBOR の恒久的停止に係る相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）
14：00～14：35
②全国銀行協会様ご説明・質疑応答
・ LIBOR の恒久的停止に係る全銀協における今後の検討体制やスケジュール等
14：35～15：00
第 2 部 名刺交換会（任意参加） 15：00～15：30
6. 回答方法： 別紙の参加者連絡票に所定事項を記載の上で、12 月 26 日（木）17 時迄に電子メールにて協議会事務局宛てに参加の旨お伝えいただきたく、お願い申し上げます。

お問合せ先

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
TEL 03-5400-7709 事務局：阪上（東京ガス株式会社 経理部）
e-mail : kenta.sakagami@tokyo-gas.co.jp